

有料老人ホーム運営にあたっての留意事項

1 島根県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正（令和3年7月1日）

① 主な改正点（令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において見直された措置に準拠）

◆感染症対策の強化 ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化 指導指針10(7)(ホ)

- ・「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」等に取り組むこと。

◆業務継続に向けた取組の強化 ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化 指導指針10(5)

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、入居者に対する処遇を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、「業務継続に向けた計画等の策定」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付ける。

◆認知症への対応力向上に向けた取組の推進 ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

指導指針9(2)

- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を義務付ける。
⇒ 新入職員（中途採用職員）については、入職から1年間の猶予期間を設ける。

◆ハラスメントの防止のための取組の推進 ※中小企業の場合は令和4年4月1日から義務化

指導指針9(3)

- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

<事業者が講ずべき措置の具体的内容>

- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。
 - ・相談に応じる担当者をあらかじめ定め、相談窓口を設置し、職員に周知すること。
- ※また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備する等の対策を講じることが望ましい。

◆虐待防止のための取組の推進 ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化 指導指針11(4)

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

◆事故発生防止の対応

指導指針 14(8)

※事故発生防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くことについては、令和3年9月30日までは努力義務、それ以降は義務化。そのほかについては、従前より義務付けがなされています。

- ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ・事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- ・事故発生の防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- ・事故発生防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

◆電磁的記録等

指導指針18

- ・書面で交付、説明、同意、承諾等を行うものについて、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

②その他の改正内容

◆非常災害対策

指導指針10(6)

- ・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- ・訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

◆前払金の保全措置に係る経過措置の終了

指導指針13(2)

有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還義務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならないとされています（老人福祉法第29条）。

平成18年3月31日以前に届出された有料老人ホームについては保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じること。

※参考：「有料老人ホームにおける前払金の保全措置の徹底について」（令和3年3月19日付け事務連絡）

◆安否確認（毎日1回以上）

指導指針 11(1)五

- ・入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を行うこと。
- ・安否確認等の実施にあたっては、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

◆テレビ電話装置等の活用について

- ・各種委員会及び運営懇談会の開催にあたっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

2 その他留意事項

◆事故報告

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合は、島根県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、速やかに県へ報告していただきますようお願いします。

事故報告の対象となる事故等としては、以下のような事案が想定されます。

(入居者に対する処遇に係る事故として、入居者の生命・財産等が脅かされる事案等)

- ・死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・医師の診断等を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ・入居者に対する虐待
- ・入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・火災事故
- ・自然災害による施設の滅失、損傷

※参考

- ・「有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における事故の情報提供のお願い及び事故の報告様式について」（令和3年7月6日付け高号外）
- ・事故報告書の標準様式は県ホームページに掲載しています。

島根県 HP トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 施設サービス > 有料老人ホーム

◆根保証契約を行う場合の極度額について

- ・入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。
⇒ 個人が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があり、「〇〇円」等と明瞭に定めなければなりません。

また、極度額を定めずに根保証契約を締結すると、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないこととなります。

- ・意思能力に関するルールの明文化

交通事故や認知症などにより意思能力（判断能力）を有しない状態になった方がした法律行為（契約など）は無効であることは、判例で認められており確立したルールとなっていますが、民法にはこのことを定めた規定がなかったため、条文に明記されました。

※参考

- ・令和2年5月8日付け介護保険最新情報 Vol. 831 「民法の一部を改正する法律等の施行について」
- ・法務省パンフレット「民法（債権法）改正」、「2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります」

◆有料老人ホーム情報の介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への登録について

令和3年4月から有料老人ホームについても、介護サービス情報公表システムの公表対象となり、入居希望者等による有料老人ホームの検索が可能となりました。

県内の各施設におかれましては、公表に際して必要となる登録様式の提出にご協力いただき、御礼申し上げます。

※介護サービス情報公表システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>